



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
お休み期間中はご迷惑をおかけしました。

重要情報

1. 29年度税制改正要望が各省庁から出揃う

新聞を賑わす配偶者控除の見直しもさることながら、就業支援や投資減税などの要望が目立ちます。なお、消費税の延長改正は毎年の改正とは別途検討されているようです。

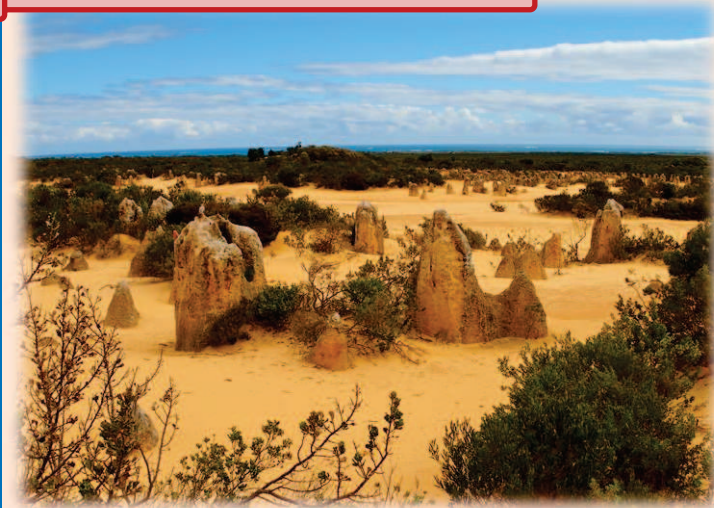
2. 相続空き家の譲渡所得3千万円控除

相続した空き家の譲渡特例の要件に、S56.5.31以前建築要件と譲渡価額1億円要件があります。後者は複数の相続人が個別に譲渡した場合でも合算判定するため、特例適用者は他の相続人に譲渡価額等を通知しなければなりません。

3. 年末調整用書類の準備

そろそろ各個人の生命保険・自宅損害保険の控除証明書が届きます。年末調整に向けて、11月頃に控除証明書と併せて本年分の保険料控除等申告書【保・配特】と来年分の扶養控除等申告書【扶】の用紙を提出していただきます。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)



【番外編】実は世界中を旅しているわたしですが、縁あってオーストラリアが最も渡航回数の多い国です。豪国は英国文化を基盤にした白人の国ですが、自然豊かで排他的ではなく、多くの移民と文化を受け入れていることから食べ物もかなり充実しています。何より、人種差別が少ないです。豪国に移住した日本の友人もいます。とても住みやすい国です。

☆事務所からの連絡☆

10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・厚生年金保険料改定
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます

税金マメ知識

東京五輪に向けたインバウンド戦略の中で民泊やシェアハウスが活発になっています。現時点で制度が未整備で、旅館業法や地方条例民泊特区(大田区等)の適法営業以外は基本的に違法とされます。違法でも対価を得ている場合は当然申告義務があります。盲点なのが、その敷地の固定資産税。居住用家屋の敷地は最大1/6まで減免されますが、賃貸住宅と異なり民泊等は居住ではないため、この減免が外れるケースがあります。一部自治体は民泊許可等の情報をもとに家屋の利用実態の調査に着手しているようです。マンションについては建物全体のうちの一部屋であれば大きな影響はありませんが、戸建ての場合、上物で地主に内緒で民泊営業を行う場合、地主の知らぬ間に土地の固定資産税が増額される可能性もあります。

晩酌のじかん

今年も遅めの夏休みを頂き、年に一度の家族旅行に行ってきました。今回はフツの渡航先、オーストラリアです。オーストラリア人の一般家庭(友人)にお邪魔していました。文化や生活様式の違いはととても新鮮でした。そして毎晩呑みました…オーストラリアでクラフトビールが人気です。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red